

# マイナンバーで個人納税

## 株の配当や売却益申告口簡単に

政府は日本に住むすべての人に割り当てる社会保障と税の共通番号（マイナンバー）の利用範囲を広げる。個人が株式の配当や売却益に関する納税手続きでマイナンバーを使えるようにする。健康保険証としても使えるようになる。人々が日常的にマイナンバーを使うことで公共サービスを効率化し、歳出の抑制につなげる狙いだ。（関連記事5面に）

## カード、保険証に活用

29日に開く産業競争力議会（議長・安倍晋三首

マイナンバーの利用範囲を3段階で広げていく	
17年～	① 行政手続きが簡単に ② 税金や社会保険料の納付状況を個人ページで確認
18年～	① 銀行預金口座と連動（法案を審議中） ② 証券口座で確定申告が簡単に ③ 戸籍にも適用し、年金や相続事務を簡単に ④ パスポート取得の添付書類が少なく ⑤ 在外邦人でも利用できるように
今後検討	

体が税や社会保障、災害対策の3分野で個人情報を一元的に管理する制度。番号で個人情報を管理されることには国民の不安も根強い。利便性を高め普及を促す。

第1段階として2017年から行政手続きの本人確認に使うことは関連法が成立し、確定している。今年10月から番号を記載した個人番号カードを発行する。16年から番号を記載する。

家自身の税務手続きを簡単にする。個人が証券会社からの配当や売却益の

ドを配る。役所の窓口で番号を伝えれば他の身分証明書の提示は不要になる。個人が自分の番号でインターネット上の専用

ページを開き、保険料や税の記録を確認できる。

第2段階として、18年から銀行口座を持つ人に番号を任意で登録しても

連法案を審議中だ。

政府が今回まとめるのは第3段階の改革案だ。18年にも戸籍などの関連法を改正して順次、実施する。

証券会社が顧客の税務処理を簡単にできるよう個人が証券会社に自分の番号を通知することは決まっていている。新たに投資

するため、日本に住むすべての人に割り当てる12桁の番号。番号を記載したカードが配布され、児童手当の申請などの行政手続きがカードの提示のみで済むようになる。個人の専用ページ「マイナーポータル」では、税や保険料の記録の確認や、自治体などからの通知を受け取る「電子私書箱」の利用ができるようになる。

▼ 社会保障と税の共通番号（マイナンバー）

国や自治体が社会保障と税の情報を効率よく管理するため、日本に住むすべての人に割り当てる12桁の番号。番号を記載したカードが配布され、児童手当の申請などの行政手続きがカードの提示のみで済むようになる。個人の専用ページ「マイナーポータル」では、税や保険料の記録の確認や、自治体などからの通知を受け取る「電子私書箱」の利用ができるようになる。

政府が今回まとめるのは第3段階の改革案だ。18年にも戸籍などの関連法を改正して順次、実施する。

証券会社が顧客の税務処理を簡単にできるよう個人が証券会社に自分の番号を通知することは決まっていている。新たに投資

するため、海外居住者にも番号を割り振り、在留届け出などの手続きに使うようになる。